

聖籠町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月21日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第10号

聖籠町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年聖籠町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1号から第3号までにおいて同じ。)の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。